

相続法制の見直しに当たっての検討課題（3）

～遺留分制度の見直し～

第1 問題の所在

1 一般に指摘されている問題点

遺留分制度については、一般に、次のような問題点が指摘されている。

(1) 制度の内容が分かりにくく複雑になっていること

遺留分に関する規定は、単独相続である家督相続制度を中心とした旧民法の規定に最小限度の修正を加えただけであったため、現行民法の共同相続制度において生ずる問題について十分な配慮がされていないとの指摘がある。例えば、条文上は、受遺者又は受贈者が相続人であるかそれ以外の第三者であるかによる区別はされていないが、判例では、①受贈者が相続人である場合には、民法第1030条の規定にかかわらず、原則として遺留分算定の基礎となる財産について時期的な制限を設けないこととされ（最高裁平成10年3月24日判決民集52巻2号433頁）、また、②遺贈の減殺割合について定める民法第1034条の「目的の価額」の算定についても、受遺者が相続人である場合には、受遺者の遺留分額を超える部分のみがこれに当たるという解釈がされる（最高裁平成10年2月26日判決民集52巻1号274頁）など、判例によって遺留分に関する規律の補充がされているという状況にある。このように、現行の遺留分制度については、制度の内容が分かりにくく複雑なものになっているとの指摘がされている（注）。

（注） 公正証書遺言の件数は年々増加しており、遺言に対する需要は高まっていると考えられる。遺留分制度は、遺言の内容を一部無効にする効力を有するものであるため、遺言をしようとする者のためにも、遺留分制度をより分かりやすい制度に見直す必要があるとの指摘もされている。

(2) 遺留分制度の趣旨・目的が妥当する場面が減少していること

現行の遺留分制度の趣旨・目的については、学説上も様々な考え方があるが、一般には、遺族の生活保障や遺産の形成に貢献した遺族の潜在的持分の清算等が挙げられている。もっとも、これらの点については、高齢化社会の進展に伴い、相続が開始した時点では相続人である子も既に経済的に独立していることが多く、その生活を遺留分によって保障する必要が少なくなってきたとの指摘や、核家族化等に伴い経済的に一体性を保つ家族が減少した結果、財産形成に対する相続人の寄与の割合が相対的に低下しているとの指摘がされている。

(3) 具体的な貢献が考慮されないこと

配偶者等の相続人が被相続人の財産形成に対して具体的にどの程度貢献したのかという個別的な事情については、①遺産分割事件においては寄与分として考慮され得るが、②遺留分減殺請求事件においては寄与分を考慮することはできないと解されている。そのため、遺贈の対象とされた財産の形成又は維持について受遺者又は受贈者に相応の寄与分が認められるべき場合であっても、遺留分減殺請求事件においては、これらの者の貢献を考慮することができず、実質的公平を確保することができないとの指摘がされている。

(4) 相続に関する紛争を一回的に解決することができないこと

減殺の対象となる遺贈の目的財産が複数ある場合には、遺留分減殺請求権の行使の結果、通常はそれぞれの財産について共有関係が生ずることになる(民法第1034条)。例えば、遺贈によって自宅を取得した配偶者や事業用の財産を取得した当該事業の承継者は、他の相続人から遺留分減殺請求権を行使されると、その者と共にこれらの財産を共有することとなり、この共有関係を解消するためには、別途、共有物の分割の手続(民法第256条、第258条)を経なければならない。また、現行法の下では、遺産分割事件は家庭裁判所における家事事件の手続で解決されることになるのに対し、遺留分減殺請求事件は地方裁判所の訴訟手続で解決されることになり、紛争解決手続が異なることから、これらの法律関係を柔軟かつ一回的に解決することが困難であるとの指摘がされている。

(5) 事業承継の障害となり得ること

被相続人は、その生前は、自己の財産を自由に処分することができるのが原則であるが、遺贈や贈与については、それが相続人の遺留分を侵害する場合には、遺留分減殺請求権の行使によりその効力の全部又は一部が否定されることになる。そのため、例えば、被相続人が特定の相続人に家業を継がせるため、株式や店舗等の事業用の財産をその者に相続させる旨の遺言をしても、遺留分減殺請求権の行使により株式や事業用の財産が他の相続人との共有となる結果、円滑な事業承継の障害となる場合があるとの指摘がされている。

2 主な検討内容

これらの問題点を踏まえ、本資料においては、遺留分減殺請求権の法的性質や遺留分の範囲等について見直しの方向性を検討している。

これらの各論点は、基本的には、それぞれ独立したものであり、様々な組合せが可能であるが、例えば、遺留分減殺請求権の法的性質をどのようなものと捉えるかによって、他の論点においては、採用することができなくなる方策が生ずるなど、論理的な関連性がある場合もあり、また、これまでの部会資料1ないし3で提示された論点との関係が問題となることもある。これらの点については、各方策の説明において適宜説明を加えている。

第2 遺留分減殺請求権の法的性質についての見直し

1 考えられる方策

遺留分減殺請求権行使の効果について、遺留分権利者の意思表示によって当然に物権的な効力が生ずる（注）とされている点を改め、次のいずれかの方策を講ずることが考えられるが、どのように考えるか。

【甲案】

- ① 遺留分を侵害された者は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を求めることができるものとする。
- ② 受遺者又は受贈者は、金銭の支払に代えて、減殺された遺贈又は贈与の目的財産を返還することができるものとする。

【乙案】

遺留分を侵害された者は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分を保全するのに必要な限度で財産の分与を請求することができるが、その具体的な権利は、当事者間の協議又は審判等において分与の方法を具体的に定めることによって初めて形成されるものとする。

（注） ここでいう「物権的な効力」とは、遺留分権利者の減殺請求により、直ちに、遺贈又は贈与が失効し、その目的財産の所有権又は共有持分権が遺留分権利者に帰属するという効果を生じさせることをいう。最高裁昭和51年8月30日判決民集30巻7号768頁は、遺留分権利者の減殺請求により遺贈又は贈与は遺留分を侵害する限度において失効し、受遺者又は受贈者が取得した権利は右の限度で当然に減殺請求をした遺留分権利者に帰属すると判示し、「物権的な効力」が生ずることを認めている。

2 基本的な考え方

（1）甲案及び乙案に共通の考え方について

前記のとおり、現行法上、遺留分減殺請求により当然に物権的な効力が生ずることとされているため、減殺された遺贈又は贈与の目的財産は受遺者又は受贈者と遺留分権利者との共有になることが多いが、このような帰結は、事業承継を困難にするものであり、また、共有関係の解消をめぐる新たな紛争を生じさせることになるとの指摘がされている。

また、明治民法が採用していた家督相続制度の下では、遺留分制度は家産の維持を目的とする制度であったため、その目的を達成するために物権的な効力を認める必要性が高かったが、現行の遺留分制度は、遺族の生活保障や遺産の形成に貢献した遺族の潜在的持分の清算等を目的とする制度となっており、その目的を達成するために、必ずしも物権的効力まで認める必要性はなく、遺留分権利者に遺留分侵害額に相当する価値を返還させることで十分ではないかとの指摘もされている。

甲案及び乙案は、これらの指摘を踏まえ、遺留分減殺請求権の効果を見直し、遺留分に関する権利行使がされても、受遺者又は受贈者が取得した権利が当然には遺留分権利者に帰属しないこととするものである。

(2) 甲案について

甲案は、遺留分権利者が取得する権利を金銭債権に改めるものである。現行法上、受遺者又は受贈者は、減殺された遺贈又は贈与の目的財産を返還しなければならないのが原則であり、例外的に、減殺を受けるべき限度において、その価額を弁償して遺贈又は贈与の目的財産の返還を免れることができることとされているが（民法第1041条第1項）、甲案は、基本的には、現行法の原則と例外を逆にした上で、価額による返還についても、原則として金銭債権を取得させる方法によることとするものである。

なお、甲案は、一定の計算式によって算出された金額について遺留分権利者に金銭債権を取得させるものであるから、遺留分に関する紛争は、現行法と同様に、訴訟事項として取り扱われることを前提としている。

(3) 乙案について

乙案は、遺留分を侵害された者は遺留分を保全するのに必要な限度で財産の分与を請求することができるが、その具体的な分与の方法については当事者間の協議又は家庭裁判所の家事審判によって初めて定まるものとするものである。すなわち、遺留分権利者の意思表示だけでは遺留分権利者が取得する権利の内容は定まらず、遺留分権利者が取得する権利は、それが物権か債権かを含め、当事者間の協議又は家庭裁判所の家事審判によって初めて具体的に定まることになる。

3 検討課題

(1) 甲案の課題について

ア 現物返還を認める範囲について

甲案は、遺留分権利者が取得する権利を金銭債権とするものであるが、受遺者又は受贈者が遺留分権利者に支払うべき金銭を用意することができない場合など、受遺者又は受贈者がむしろ現物返還を希望する場合もあり得る。

そこで、このような場合に備え、現行法と同様、金銭債務の履行に代えて現物返還をすることも可能とすることが考えられるが、その場合には現物返還の対象となる範囲をどのように定めるかが問題となる。

考え方としては、⑦現行法上現物返還の対象となる財産についてのみ現物返還を認めるという考え方、①減殺された遺贈又は贈与の目的財産であれば、現行法上現物返還の対象となる部分を超えて現物返還することを認めるという考え方があり得る（注）。

⑦の考え方は、受遺者又は受贈者の恣意的な選択を許さないことを意図したものであるが、その反面、現物返還が選択されると、現行法と同様、多くの事案において共有関係が残るという難点がある。

②は、①の考え方に立つものであるが、現物返還の対象となる財産を減殺された遺贈又は贈与の目的財産に限れば、恣意的な選択がされる余地は少なく、また、遺留分権利者は結果的に被相続人の財産から遺留分に相当

する財産を取得したことになるから、現物返還の対象とすることも許容されるのではないかという考え方に基づくものである。もっとも、④の考え方による場合には、さらに、受遺者が選択した財産の評価額が遺留分権利者の遺留分侵害額を上回る場合や下回る場合の処理についても検討する必要がある。

(注) 例えば、受遺者がA不動産及びB不動産の遺贈を受け、現行法の規律によれば、遺留分権利者にA不動産の4分の1の持分及びB不動産の4分の1の持分をそれぞれ返還しなければならないという事案では、⑦の考え方によると現物返還の範囲は現行法と同じになるのに対し、④の考え方によると、受遺者は、A不動産は返還せずにB不動産の2分の1の持分のみを返還することもできることになる。

イ 遺留分権利者の地位について

遺留分権利者が取得する権利を金銭債権とすることによって、遺留分権利者は、滅殺された遺贈又は贈与の目的財産の所有権又は共有持分権を主張することができなくなり、受遺者又は受贈者に対する一般債権者としての地位を有することとなる。したがって、例えば、受遺者又は受贈者について破産手続開始決定がされた場合には、現行法では、遺留分権利者は、滅殺された遺贈又は贈与の目的財産について取戻権を行使することができるのに対し、甲案を採用した場合には、特段の手当てをしない限り、遺留分権利者は、破産債権として配当に参加するしかないことになる。

このように、遺留分権利者が取得する権利を金銭債権化することは、遺留分権利者の地位を弱めることにつながり得る。

このような点を考慮して、遺留分権利者が取得する権利を原則として金銭債権としつつ、受遺者又は受贈者の資力等が原因で遺留分権利者が金銭債権の満足を受けられない場合に、遺留分権利者に遺贈又は贈与の目的財産について何らかの権利を認めることも考えられる。

(2) 乙案の課題について

ア 憲法上の問題点について

乙案は、遺留分滅殺請求権の法的性質を変更し、遺留分に関する事件を家事審判事件として取り扱うとするものである。現行法上は、遺留分滅殺請求権の存否及び範囲については訴訟手続において判断されているが、乙案は、遺留分に関する事件を公開の訴訟手続ではなく、非公開の家事事務手続で審理、裁判することとするものであるから、「裁判及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」と定める憲法第82条第1項との関係を検討する必要がある。

この点について、最高裁は、裁判所が当事者の意思いかんにかかわらず、終局的に事実を確定し、当事者の主張する実体的権利義務の存否を確定することを目的とする純然たる訴訟事件については、憲法第82条第1項の裁判の公開の対象となる旨の解釈を示している（最高裁昭和35年7月6

日判決民集14巻9号1657頁)。このような判例の考え方は、裁判所が終局的に事実を確定すればこれによって当事者の主張する実体的権利義務の存否について判断することが可能となり、その点について裁判所の裁量が入る余地はないものが純然たる訴訟事件に当たるという理解がその前提にあるものと考えられる。乙案は、一定の要件が充足されれば当然に具体的な権利義務関係が発生することとされている現行の遺留分制度を改め、家庭裁判所がその後見的判断に基づき家事審判をすることによって初めて具体的な権利が形成されるとするものであるから、上記判例がいう純然たる訴訟事件には当たらないものと考えられる。したがって、乙案を採用しても、憲法上の問題は生じないのではないかと考えられる。

もっとも、遺留分権利者から請求を受けた受遺者又は受贈者は、遺留分に関する家事審判によって自己が有していた財産権の全部又は一部を喪失し、これを遺留分権利者に引き渡すなどの義務を負うことになるが、このような受遺者又は受贈者の立場を考慮すると、遺留分に関する事件を家事事件手続で処理する方向で見直しを検討する場合には、憲法適合性についてもなお慎重な検討を要するものと考えられる。

イ 遺留分権利者の地位について

乙案によると、遺留分権利者が取得する権利の具体的内容は当事者間の協議又は家事審判によって定まることになるから、遺留分権利者は、必ずしも遺贈又は贈与の対象とされた財産を取得するとは限らず、受遺者又は受贈者に対する金銭債権のみを取得するということもあり得る。したがって、いかなる場合に現物返還以外の方法による分与を認めるかにもよるが、甲案と同様、遺留分権利者の地位を弱めることにもつながり得る(注)。

(注) 乙案による財産の分与について、共有物分割と同様に、現物返還以外の方法による分与が可能な場面を限定すれば、受遺者又は受贈者の資力が乏しい場合には、遺留分権利者は、現物返還を受けることになるはずであるから、その地位が弱まるといった問題は生じにくくなる。

ウ 紛争の複雑化について

乙案は、当事者間で協議が成立し、又は家庭裁判所が後見的な見地から裁量権を行使することによって、遺留分減殺請求権の具体的内容が形成されるというものである。したがって、当事者が遺留分権利者に分与する財産の内容等をめぐって争うなど、紛争が複雑化するという側面も否定することはできない。もっとも、この点については、事案に応じた適切な解決を期待することができるだけでなく、家庭裁判所の適切な裁量権の行使によって過度に複雑な共有関係の発生を防ぐなど、その後の紛争の発生を予防するという効用もあるものと考えられ、これらのメリット、デメリットを考慮に入れて検討すべき問題であると考えられる。

第3 遺留分の範囲等についての見直し

遺留分の範囲等については、次のとおり、現行制度の枠組み自体を見直す考え方（後記1）と、現行制度の基本的枠組みは維持しつつ、遺留分の算定方法等を一部見直し、共同相続にも配慮したものとする考え方（後記2）等があり得るが、どのように考えるか。

1 現行制度の枠組み自体を見直す考え方

（1）考えられる方策

① 配偶者は、遺留分として、実質的夫婦共有財産（遺留分算定の基礎となる財産のうち被相続人の固有財産を除いたものをいう。）の2分の1に相当する額を受ける。

② 子は、遺留分として、被相続人の固有財産の2分の1に相当する額を受ける。

（注）直系尊属の遺留分については、㉞子と同じにする考え方や、㉟子の遺留分よりも少なくし（例えば、被相続人の固有財産の4分の1とする）、配偶者と直系尊属が相続人となる場合には、配偶者の遺留分を①よりも増やす考え方等があり得る。

（2）基本的な考え方

この方策は、遺留分算定の基礎となる財産を実質的夫婦共有財産と被相続人の固有財産とに分けた上で、その財産の属性に応じて遺留分の範囲を決めることとするものである。すなわち、実質的夫婦共有財産については、その形成又は維持につき配偶者に相応の貢献があるのが通常であること等を考慮して、配偶者にその一定割合について遺留分を認めることとし、他方、被相続人の固有財産については、配偶者の貢献とは無関係に形成された財産であること等を考慮して、被相続人と血縁関係にある子及び直系尊属に遺留分を認めることとするものである。配偶者の遺留分については、実質的夫婦共有財産における通常の貢献分を確保させる趣旨で、子と相続する場合にはその2分の1を遺留分としている。このような考え方を前提とすると、実質的夫婦共有財産の残余部分は名実共に被相続人に帰属すべき財産ということになるから、この部分については被相続人が自由に処分することができることになる。これにより、例えば、被相続人がその配偶者に全財産を相続させる旨の遺言をしたような場合には、実質的夫婦共有財産については、遺留分減殺請求をされることはなく、配偶者がその全てを確保することができるようになる。

なお、この方策は、配偶者の貢献をできる限り実質的に考慮することをその目的の1つとしているため、実質的夫婦共有財産という概念を用いている。したがって、部会資料3に記載されている配偶者の貢献に応じた遺産分割の実現のために考えられる方策のいずれかを採用する場合には、遺留分の割合等においてもこの方策やそれに類する方策を採用することが考えられる。

（3）検討課題

ア 紛争の複雑困難化について

この方策を採用する場合には、他の共同相続人、受遺者又は受贈者との

関係で、実質的夫婦共有財産と固有財産のいずれであるかをめぐって争われることとなるなど、紛争が複雑困難化するおそれがある。

イ 相続債務の取扱いについて

現行法の下では、遺留分は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から相続債務の全額を控除して、これを算定することとされている（民法第1029条第1項）。この方策においても、相続債務を考慮する考え方を維持するとすれば、相続債務についても実質的夫婦共同債務と固有債務の2類型に分類する必要があることになるため、そのいずれに該当するかという点をめぐって更に紛争が複雑困難化することになる。このため、この方策を採用する場合には、紛争の複雑困難化を軽減する観点から、相続債務の取扱いを現行法と同じにする必要があるかどうかといった点を含め検討する必要がある。

2 遺留分の算定方法等を見直すとともに、受遺者又は受贈者が相続人である場合の特則を設ける考え方

(1) 考えられる方策

I 遺留分の算定方法等の見直し

① 遺留分侵害額は、以下の計算式によって算出された額（㉞の額）とする。

(計算式)

㉞ 遺留分算定の基礎となる財産の額

＝ (被相続人が相続開始時に有していた財産の価額) ＋ (相続開始前1年間にされた贈与の目的財産の価額) － (相続債務の額)

㉟ 遺留分額

＝ ㉞の額 × (個別的遺留分の割合)

㊱ 遺留分侵害額

＝ ㉟の額 － (遺留分権利者が被相続人から取得した財産の額) ＋ (遺留分権利者の相続債務負担額)

② 受遺者又は受贈者は、遺留分権利者に対し、その受けた遺贈又は贈与の価額の割合に応じて①の遺留分侵害額について責任を負う(注1, 2)。

【現行の算定方法との主な相違点】

i 贈与の目的財産であっても、贈与時から相続開始時までの期間が1年を超えるものについては、受遺者又は受贈者が相続人であるか否かにかかわらず、遺留分算定の基礎となる財産に含めない。

ii 民法第1030条後段に相当する規律を設けない。

iii 受遺者又は受贈者が負担する責任について順位を設けない。

(注1) 受遺者又は受贈者が相続人である場合には、「その受けた遺贈又は贈与の価額」は、各自が受けた遺贈又は贈与の額から法定相続分に相当する額を控除した額(法定相続分超過額)とすること等が考えられる。

(注2) 受遺者又は受贈者がどのような責任を負うかは、遺留分に関する権利の法

的性質をどのように考えるかによる。後記④も同じ。

II 受遺者又は受贈者が相続人である場合の特則

- ③ 遺留分権利者は、他の相続人に対しては、以下の計算式によって算出された額（㉞の額）を遺留分侵害額として主張することができる。

(計算式)

$$\begin{aligned} \text{㉞ 遺留分算定の基礎となる財産の額} \\ &= \text{遺産分割におけるみなし相続財産の額} \\ &= (\text{被相続人が相続開始時に有していた財産の価額}) \text{【ただし、第三者に対する遺贈の目的財産の価額を除く。後記 ii 参照】} + (\text{特別受益の価額}) \end{aligned}$$

$$\text{㉟ 遺留分額} \\ = \text{㉞の額} \times (\text{個別的遺留分の割合})$$

$$\text{㊱ 遺留分侵害額} \\ = \text{㉟の額} - (\text{遺留分権利者が被相続人から取得した財産の額})$$

- ④ 他の相続人は、遺留分権利者に対し、各自が受けた遺贈又は贈与の額から法定相続分に相当する額を控除した額（法定相続分超過額）の割合に応じて③の遺留分侵害額について責任を負う。

【現行の算定方法との主な相違点】

- i 遺留分の算定において相続債務を考慮しない。
- ii 第三者に対する遺贈又は贈与の目的財産は、遺留分算定の基礎となる財産に含めない。
- iii 受遺者又は受贈者が負担する責任に順位を設けない。

(2) 基本的な考え方

この方策は、現行の遺留分制度においても、受遺者又は受贈者が第三者である場合と相続人である場合とでは、問題状況がかなり異なるのではないかとの問題意識に基づき、遺留分の算定方法等を一部見直すとともに、受遺者又は受贈者が相続人である場合について特則を設け、遺産分割における具体的相続分の算定方法にならった計算式により遺留分額等を算定しようとするものである。

現行の遺留分制度では、以下の計算式によって遺留分侵害額が算出されることとされている。

$$\begin{aligned} \text{㉞ 遺留分算定の基礎となる財産の額} \\ &= (\text{被相続人が相続開始時に有していた財産の価額}) + (\text{贈与の目的財産の価額}) - (\text{相続債務の全額}) \end{aligned}$$

$$\text{㉟ 遺留分額} \\ = \text{㉞の額} \times (\text{個別的遺留分の割合})$$

$$\text{㊱ 遺留分侵害額} \\ = \text{㉟の額} - (\text{遺留分権利者が被相続人から取得した財産の額}) + (\text{遺留分権利者が承継した相続債務の額})$$

まず、㉞において相続債務の全額を控除した上で、㊱において遺留分権利

者が承継した相続債務の額を加算することとされているのは、一般に、遺留分権利者が被相続人から承継した相続債務を弁済した後にも遺留分権利者に一定の財産が残るようにする趣旨であるといわれている。

前記計算式によれば、遺留分権利者に確保される「一定の財産」は、①の額、すなわち、相続開始時の積極財産等から相続債務を控除した額（純資産額）に個別的遺留分の割合を乗じた額を指すものと考えられる。

そして、相続債務の弁済後にも遺留分権利者に一定の財産を確保させることが許容されるのは積極財産が消極財産（相続債務）を上回っている場合に限られるであろうから、遺留分制度は、基本的には、純資産が存する場合（資産超過の状態にある場合）に機能するものとして設計された制度であると考えられる。そして、資産超過（あるいは債務超過）という概念は、特定の一時点における財産状態を示すものであり、遺留分制度において問題とすべきは、相続開始時の財産状態であると考えられることから、遺留分算定の基礎となる積極財産も、消極財産と同様、本来は相続開始時の財産に限られるはずであるが、積極財産をこれに限定すると遺留分制度の潜脱が容易となるため、相続開始時に近接する時点でされた贈与等については、相続開始時の財産とみなして、遺留分算定の基礎となる財産に含めることとしたのではないかと考えられる（民法第1030条）。

しかし、前記第1の1（1）①のとおり、相続人に対する特別受益については、判例上、民法第1030条は適用されないこととされている。そうすると、遺留分算定の基礎となる財産には、相続開始の何十年も前にされた贈与も含まれ得ることになり、その額が積極財産に単純に加算される結果、相続開始時には明らかな「債務」超過の状態にあった場合であっても、遺留分算定の基礎となる財産の算定においては逆に「資産」超過の状態が生じ得ることとなる。このような場合には、相続財産が債務超過の状態であるにもかかわらず、遺留分権利者が被相続人から承継した相続債務を弁済した後にも同人の手元に一定の財産が残る事態が生ずることになるが、これは、前記の遺留分制度の趣旨とは整合しないように思われる。また、受遺者又は受贈者としては、遺贈又は贈与を受けた当時の被相続人の財産状況によってその効力の一部が覆滅されることになってもやむを得ない面があるとしても、その当時の財産状況とはおよそ無関係の事情（しかも第三者にとっては一般に知り得ない事情）によって減殺される財産の範囲が大きく変動し得ることになるのは、遺贈又は贈与の無償性を考慮しても、その合理性になお疑問があるように思われる。

他方、前記判例が相続人の特別受益について民法第1030条の適用を否定したのは、このような解釈をとらないと、各相続人が被相続人から受け取った財産の額に極めて大きな格差がある場合にも、特別受益の時期如何によってはこれを是正することができなくなること等を考慮したものであると考えられる。

これらの点を踏まえ、この方策は、この二つの要請をそれぞれ別の制度で実現しようとするものであり、前者の要請（＝遺留分権利者に純資産の一定割合に相当する財産を確保させるという要請）についてはⅠの制度（①及び②）により、後者の要請（＝相続人間の不平等の是正）についてはⅡの制度（③及び④）により、それぞれその実現を図ろうとするものである。

また、Ⅱの制度については、「遺留分算定の基礎となる財産」の範囲を「遺産分割における具体的相続分算定の基礎となる財産」の範囲と一致させることによって、遺留分に関する事件と遺産分割に関する事件の一次的解決を可能とすることも意図している。

なお、②において、受遺者又は受贈者が負担する責任に順位を設けないこととしているのは、相続開始前1年間にされた贈与は被相続人においても遺産の前渡しの趣旨で行う場合が多いものと考えられ、その時間的な先後関係によってその効果に極めて大きな差異を生じさせることが公平といえるか疑問もあること、対象になる贈与をこの期間にされたものに限定すれば受贈者の法的地位の不安定もそれほど問題にならないと考えられること等を考慮したものである。同様に、被相続人が各相続人に対して複数回にわたって特別受益となる贈与をした場合についても、被相続人においては、その時間的な先後関係によって法的効果に差異が生ずるとの認識はない場合が多いと考えられること、遺産分割における特別受益については、時間的な先後関係によってその効果に差異は設けられていないこと等を考慮して、④においても、受遺者又は受贈者が負担する責任に順位を設けないこととしている。

（3）検討課題

ア 受遺者又は受贈者が相続人である場合の両制度の関係について

受遺者又は受贈者が第三者である場合には、Ⅰの制度のみが適用されることになるが、受遺者又は受贈者が相続人である場合には、いずれの制度も適用対象となるため、両制度の関係をどのように規律するかが問題となる（注）。

この点については、両制度の職分管轄をどの裁判所にするのか、訴訟手続及び家事事件手続のいずれにおいて取り扱うこととするのかといった点にも関連するものと考えられる。両制度を同じ手続で取り扱うこととする場合には、これを同一の訴訟物とみた上で、そのいずれか多い額を請求することができること等が考えられるが、別の手続で取り扱うこととする場合には、両請求の優先関係等を明確にする必要があり、例えば、遺留分権利者は、相続人に対しては、Ⅱの制度ではⅠの遺留分額を確保することができない場合に限り、Ⅰの制度によってその差額を請求することができること等が考えられる。

（注） 両制度の適用関係について

前記方策とは異なり、Ⅰの制度は受遺者又は受贈者が「第三者」である場合の規律であり、Ⅱの制度は受遺者又は受贈者が「相続人」である場合の規律であると明確に切り分けることができれば、各制度の適用関係が明確となり、複雑な法

律関係が生ずることもないと考えられる。

しかし、Ⅱの制度によると、相続開始時に積極財産の額が消極財産の額を上回る状態（資産超過の状態）にある場合でも、遺留分侵害額の算定において相続債務が考慮されない結果、遺留分権利者が法定相続分の割合によってその負担する債務を弁済すると、その弁済額が遺留分額を上回る事態が生じ得ることになる。

前記方策では、このような事態が生ずるのを回避するため、Ⅰの制度については、受遺者又は受贈者が第三者である場合だけでなく、相続人である場合も適用対象としている。これに対し、Ⅱの制度は、相続人間の不平等を一定の限度で是正することを目的とする制度であるため、Ⅱの制度に第三者が関与することは想定していない。

イ 特別受益となる贈与を受けた相続人の地位について

特別受益は、遺産分割においては、あくまでも各相続人の具体的相続分を算定する際に考慮されるにすぎず、相続人が特別受益となる贈与の対象とされた財産やその価値相当額を現実に返還しなければならない事態は生じない。

他方、現行の遺留分制度においては、特別受益も遺留分算定の基礎となる財産に含まれ、かつ、減殺の対象となり得るが、贈与については、相続開始時に近い時点の贈与から減殺することとされているため（民法第1035条）、特別受益となる贈与を受けた後何十年も経ってから、これが減殺される事態は通常考えにくい。

これに対し、Ⅱの制度は、遺留分減殺請求によって物権的効力が生ずるとされている点を見直すことを前提とするものの、特別受益となる贈与を受けた相続人に一定の範囲でその価値の返還を求めることになるため、その法的地位が不安定になるとも考えられる。

このため、Ⅱの制度については、家事事件で処理することとした上で分割払等を認めることができるようにすることや、遺留分算定の基礎となる特別受益についても、時期的な限定を付すこと（例えば、その対象を相続開始前10年間の特別受益に限るとすること）等が考えられる。

ウ 遺産分割との一回的解決及び寄与分との関係について

Ⅱの制度における遺留分算定の基礎となる財産は、遺産分割における具体的相続分算定の基礎となる財産と同じであるから、これを家事事件として取り扱うこととすれば、遺産分割との一回的解決が可能になるものと考えられる。もっとも、この場合の事件処理の方法については、相続分の指定が遺留分を侵害する場合における判例（最判平成24年1月26日裁判集民事239号635頁）や現行の実務処理等を踏まえ、さらに検討する必要がある。

また、Ⅱの制度は、基本的に、相続人間の不平等を一定の限度で是正するものであるが、遺贈や贈与によって被相続人から多額の財産を受け取った者は、現にその財産の形成又は維持に相応の貢献をしている場合も多いと考えられることから、Ⅱの制度に関する事件を家事事件で取り扱うこととする場

合には、遺留分の算定においても、寄与分を考慮することができるようにすることが考えられる（注）。

（注） 現行の遺留分減殺請求権は、通常の訴訟手続によってその存否及び範囲が確定されるのに対し、寄与分は、家庭裁判所の審判によってその存否及び額が確定されるものであるから、両者を同じ手続で判断することができるようにしない限り、遺留分減殺請求権の存否及び範囲を確定するに当たって寄与分を考慮することは技術的に困難であると考えられる。

エ 遺留分の算定方法の明確化について

現行の遺留分制度においては、遺言によって遺留分が侵害されている場合であっても、被相続人の財産の一部について帰属が定められていない場合や相続分の指定によって遺留分が侵害されている場合など、遺留分に関する事件処理とは別に、遺産分割をする必要がある場合が生じ得るが、このような場合に、遺留分侵害額をどのようにして計算するかについては、学説上も争いがあり、最高裁の判例もない状況にある。

また、前記第1の1（1）②のとおり、判例によれば、遺贈の減殺割合について定める民法第1034条の「目的の価額」の算定についても、受遺者が相続人である場合には、受遺者の遺留分額を超える部分のみがこれに当たるという解釈がされている。もっとも、現行法上このような解釈がとられているのは、遺贈は贈与よりも先に減殺されることとされているため（民法1033条）、自己の遺留分額を超える額の遺贈を受けた相続人が減殺請求を受けることにより、逆にその相続人の遺留分が侵害される事態が生じ得ることを理由とするものであるが（前掲最判平成10年2月26日）、減殺の順序に関する規律を見直し、受遺者又は受贈者が負担する責任について順位を設けないこととする場合には、前記判例の規律についても、併せてその見直しを検討する必要がある（前記②及び④は、このような観点から、前記判例が採用する遺留分超過額説を見直すものである。）。

このように、遺留分の算定方法についての見直しをする場合には、現行制度においてその解釈が明確でない部分について立法的解決を図ることを含め、検討を行う必要があると考えられる。

第4 その他

1 円滑な事業承継等の障害となり得る点を緩和する方策について

前記のとおり、現行の遺留分制度については、円滑な事業承継の障害になっているとの指摘がされている。この点については、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「中小企業経営承継円滑化法」という。）において、遺留分制度の特例が設けられているが、その適用場面以外でも、例えば、農業経営者が死亡した場合に、遺留分制度のために、その後継者が農地を一括して取得することが困難となり、これが農業経営の零細化、競争力の低下につながっているとの指摘もされている。

そこで、事業承継の円滑化等の観点から、次のような方策を講ずることも考えられるが、どのように考えるか。なお、これらの方策は、円滑な事業承継の実現を目的とするものであるが、相続財産に事業用財産が含まれる場合のみに適用されるものではなく、一般的な規律とすることを想定している。

(1) 遺留分の放棄等に関する規定の明確化について

現行民法上、遺留分の放棄については、第1043条に規定があり、一般に、同条の遺留分の放棄には、特定の遺贈又は贈与に対する減殺請求権の放棄が含まれると解されているようであるが、規定上は、どの範囲で遺留分の放棄が可能なのか必ずしも明らかでない。

また、中小企業経営承継円滑化法では、中小企業の事業承継の円滑化を図るために、一定の要件の下で、株式等の財産を遺留分算定の基礎となる財産から除外することができることとされており（同法第4条第1項第1号。以下「除外合意」という。）、一般には、除外合意がされた場合には、その対象とされた株式等の財産に対して減殺請求をすることはできないと解されている。

この点に関し、遺留分減殺請求によって当然に物権的効力が生ずるとされている点を見直す場合には、遺留分権利者と受遺者又は受贈者との間の合意あるいは遺留分権利者の単独行為によって、除外合意に類する効力を一般的に認めることも可能になるものと考えられる。

これらの点を踏まえ、遺留分権利者がその権利の全部又は一部の放棄ないしこれに類する処分をすることができる場合やその要件を整理し、これを法律上明確化することが考えられる。

(2) 遺留分権利者が承継する相続債務額を加算する取扱いについて

前記のとおり、現行法上、遺留分侵害額の算定において遺留分権利者が承継する相続債務の額を加算する取扱いがされているのは、遺留分権利者が相続債務を弁済した後にも、遺留分権利者に一定の財産が残るようにするためであるが、遺留分権利者が取得する権利を金銭債権とする場合には、相続債務額を加算は、文字通り、受遺者又は受贈者が遺留分権利者の弁済資金を事前に提供したのと同様の状態を生じさせることになる（注）。

しかしながら、例えば、受遺者又は受贈者が被相続人の経営する法人の経営を承継し、相続債務のほとんどがその法人が負う債務を主債務とする連帯保証債務であったという事案では、主債務者が弁済を行う限り、遺留分権利者は債務を弁済する必要はないことになるし、また、受遺者又は受贈者が個人経営者である場合にも、遺留分権利者がその承継する相続債務の支払をしないからといって、その分の支払を怠ることができない場合が多いと考えられる。そのような場合に、受遺者又は受贈者がその分の支払をした上で遺留分権利者にこれを求償するというのは迂遠である。また、そもそも、事業を承継する受遺者又は受贈者にとっては、遺留分権利者に弁済資金の前渡しをするくらいであれば、むしろ期限の利益を放棄して相続債権者に直接弁済し

たいという場合が多いものと考えられる。

このような観点から、遺留分権利者が承継した相続債務の全部又は一部について、受遺者又は受贈者が、①相続債権者の同意を得て免責的債務引受をした場合、②重疊的債務引受をして、受遺者又は受贈者が引き受けた債務について相当の担保を供した場合（この場合には、内部関係においては、遺留分権利者が保証人的地位に立つことが前提となる。）、③遺留分権利者が承継した債務について相続債権者に第三者弁済をした場合等については、遺留分侵害額の算定において、遺留分権利者の承継する債務の額を加算しない取扱いをすることが考えられる。

（注） 例えば、遺留分算定の基礎となる積極財産が1億円、相続債務が6000万円あり、被相続人の配偶者及び子二人が相続人である場合には、現行法上、子である相続人に最終的に残る財産（遺留分額）は500万円にすぎないのに対し、弁済資金の前渡し分は1500万円となり、実に遺留分侵害額の4分の3を弁済資金の前渡し分が占める計算となる。

2 特殊な類型における事件処理の明確化について

現行法上、減殺の対象となることが条文上明らかであるのは遺贈及び贈与であり（民法第1031条）、相続分の指定と持戻し免除の意思表示については、遺留分に関する規定に違反することができないとの規定はあるが（相続分の指定については民法第902条第1項ただし書、持戻し免除の意思表示については民法第903条第3項）、減殺の対象になるのか否か、仮に減殺の対象になるとして、その場合の減殺の順序や減殺された場合の効果等については、解釈に委ねられている。判例上は、相続分の指定や持戻し免除の意思表示に対しても減殺することができるかと解されており、その効果についても一定の解釈が示されているが（注1）、全ての問題が実務上解消されているわけではない（注2）。

そこで、この機会に、これらの特殊な類型の処理方法についても法律上その取扱いを明確にすることが考えられる。

もっとも、このような方向での見直しは、遺留分制度の原則形態についてどのような見直しをするかが確定しないとその検討をすることは困難であるため、まずは、原則形態についての議論を先行させることになると考えられる。

（注1） 最高裁平成24年1月26日決定集民239号635頁は、相続分の指定について、「相続分の指定が、特定の財産を処分する行為ではなく、相続人の法定相続分を変更する性質の行為であること、及び、遺留分制度が被相続人の財産処分の自由を制限し、相続人に被相続人の財産の一定割合の取得を保障することをその趣旨とするものであることに鑑みれば、遺留分減殺請求により相続分の指定が減殺された場合には、遺留分割合を超える相続分を指定された相続人の指定相続分が、その遺留分割合を超える部分の割合に応じて修正されるものと解するのが相当である（最高裁平成9年（オ）第802号同10年2月26日第一小法廷判決・民集52巻1号274頁参照）。」と判示しており、持戻し免除の意思表示についても、「遺留分減殺請求により特別受益に当たる贈与についてされた持戻し免除の

意思表示が減殺された場合、持戻し免除の意思表示は、遺留分を侵害する限度で失効し、当該贈与に係る財産の価額は、上記の限度で、遺留分権利者である相続人の相続分に加算され、当該贈与を受けた相続人の相続分から控除されるものと解するのが相当である。持戻し免除の意思表示が上記の限度で失効した場合に、その限度で当該贈与に係る財産の価額を相続財産とみなして各共同相続人の具体的相続分を算定すると、上記価額が共同相続人全員に配分され、遺留分権利者において遺留分相当額の財産を確保し得ないこととなり、上記の遺留分制度の趣旨に反する結果となることは明らかである。」と判示している。

(注2) 例えば、割合的包括遺贈がされた場合や相続分指定と遺贈が同時に行われた場合については、減殺の順序や効果に関する解釈が確立しているとはいえない状況にある。

以 上